

**本年10月より前に必要な事務等**

企業主導型保育施設において、本年10月より前に必要な事務及び実施する時期の目安については、以下のとおり。

 **1. 利用者への無償化のお知らせ（8月中）**

利用者に対し、幼児教育・保育の無償化についてお知らせを行う。また、無償化の対象となるために、利用者において必要な手続き等について案内する。

（令和元年8月14日付事務連絡「企業主導型保育施設における無償化の対象児童及び対象児童の保護者に対するお知らせ等について(通知)」を参照。）

 **2. 利用料の設定（8月～9月中）**

企業主導型保育施設において、本年10月以降の利用料を設定する。

 **3. 無償化の対象となる児童の決定・通知（9月中）**

無償化の対象となる児童を決定し、利用者に対し、契約書の更新や利用料変更に係る書類の交付を行う等により、無償化の対象である旨の通知を行う。

（令和元年8月14日付事務連絡「企業主導型保育施設における無償化の対象児童及び対象児童の保護者に対するお知らせ等について(通知)」を参照。）

 **4. 3歳～5歳児の利用者への副食費の取扱いの変更のお知らせ（8～9月中）**

3歳～5歳児の利用者に対し、本年10月以降、副食費が施設による徴収となることについてお知らせを行う。また、副食費の徴収額について、給食の提供に要する材料の費用を勘案して定め（徴収額は4,500円を目安）、利用者に対しその使途・額・理由を書面で明示した上で説明し、同意を求める。

（令和元年8月19日付事務連絡「企業主導型保育施設における幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について（通知）」を参照。）

 **5. 市町村への利用状況の報告（8～9月上旬）**

利用者の居住する市町村に対し、本年10月1日時点の利用児童（予定）の氏名・住所・生年月日等の報告を行う。

（令和元年8月19日付事務連絡「企業主導型保育施設の利用状況の報告について（通知）」を参照。）

## ※ 「一時預かり事業」「病児保育事業」を実施している場合

 **6. 市町村への「確認」の申請（市町村において定められた期日）**

市町村において、施設等利用給付の対象施設に求めている基準を満たしていることを把握（確認）する必要があることから、施設所在地を管轄する市町村に対し、「確認」の申請を行う。

（具体的な申請手続きは、市町村に確認すること。）

## 無償化実施後に必要となる主な事務等

企業主導型保育施設において、無償化実施後に必要となる主な事務（助成に関する事務を除く。）については、以下のとおり。

時期	事務の内容
利用開始（入所）時	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者に対し、無償化の対象となるために必要な手続き等について案内。</li><li>・施設において、無償化の対象となる児童の決定・通知。</li><li>・利用者に対し、「利用報告書」を配布し、提出を依頼。</li></ul>
利用者の転居時	<ul style="list-style-type: none"><li>・（「地域枠」の無償化対象利用児童の場合）利用者に対し、転居先の市町村へ保育認定（2号・3号）を申請するよう案内。</li><li>・利用者に対し、「利用報告書」を配布し、提出を依頼。</li></ul>
利用終了（退所）時	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者に対し、「利用終了報告書」を配布し、提出を依頼。</li></ul> ※小学校入学に伴う利用終了（退所）の場合は不要。
4月中	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の居住する市町村に対し、各年4月1日時点の利用児童の氏名、住所、生年月日等を報告。</li></ul>
7月から8月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・0歳から2歳児の利用者に対し、当該年度の住民税が非課税の場合、所得証明書の提出を案内。</li><li>・施設において、9月以降に無償化の対象となる児童（住民税非課税世帯）の決定・通知。</li></ul>
2月から3月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・2歳児クラスから3歳児クラスに上がる「地域枠」の利用者に対し、居住する市町村へ保育認定（2号）を申請するよう案内。</li><li>・施設において、4月以降に無償化の対象となる児童（3歳児）の決定・通知。</li></ul>

### ※「一時預かり事業」「病児保育事業」を実施している場合

時期	事務の内容
各月利用時	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業主導型保育施設の利用児童以外の児童が「一時預かり事業」「病児保育事業」を利用した場合、利用者に対し、「利用料に係る領収証」及び「提供証明書」を交付。</li></ul>